

## 広島県地域防災計画の修正案について

### 1 要旨・目的

災害対策基本法に基づき、各防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定める「広島県地域防災計画」について、所要の修正を行う。

### 2 現状・背景

広島県地域防災計画は昭和 38 年 6 月に策定以降、関係法令の改正や防災施策の情勢変化に応じて、毎年度修正を行っている。

### 3 修正案の概要

#### (1) 計画期間

—

#### (2) 修正に当たっての考え方

最近の防災施策等を踏まえ、防災関係機関の果たすべき役割の追加など、全 24 項目の修正を行う。

#### (3) 主な修正箇所

##### (ア) 長周期地震動階級等の発表（別紙①）

令和5年2月1日から緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴い、地震津波に関する情報に長周期地震動を追加。

##### (イ) 特定都市河川流域における浸水被害の防止（別紙④）

特定都市河川の河川管理者等は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するとともに、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

##### (ウ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進（別紙⑤）

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

##### (エ) 福祉避難所における医療的ケアが必要な方への対応（別紙⑩）

福祉避難所において、特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

##### (オ) 氾濫危険情報の発表基準の追加（別紙⑫）

河川の氾濫危険情報の発表基準に「急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき」を追加。

#### (4) 根拠法令

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第 1 項

### 4 スケジュール

令和5年5月31日（水）に令和5年度広島県防災会議を開催し、広島県地域防災計画の修正案を審議する。

広島県地域防災計画の修正内容(案)

別紙

概要		内容	修正箇所
①	流域治水の取組と連携した治山対策	尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。	第2章 第2節
②	盛土による災害防止	県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	第2章 第2節
③	関係機関等と連携した流域治水の取組み	社会全体で水災被害を防止・軽減するため、国及び都道府県知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。	第2章 第2節
④	特定都市河川流域における浸水被害の防止	特定都市河川の河川管理者等は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するとともに、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。	第2章 第2節
⑤	立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進	立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。	第2章 第2節
⑥	再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電機の整備	防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。	第2章 第3節
⑦	学校における消防団等が参画した防災教育の推進	国、県、市町は学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。	第2章 第4節
⑧	安否不明者の氏名等の公表に備えた手続等の整理	県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。	第2章 第5節

概要		内容	修正箇所
⑨	行動計画(タイムライン)の作成・運用	国、地方公共団体等の防災関係機関は、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。	第2章 第6節
⑩	福祉避難所における医療的ケアが必要な方への対応	福祉避難所において、特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	第2章 第6節の2
⑪	雨水出水浸水想定区域の指定	市町は、当該市町が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。	第2章 第6節の2
⑫	氾濫危険情報の発表基準の追加	河川の氾濫危険情報の発表基準に「急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき」を追加。	第3章の1 第2節
⑬	線状降水帯の発表	令和4年6月1日から、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高い程度高い場合に、「気象情報」において、半日程度前から地方予報区単位等で呼びかけ、情報の充実を図る。	第3章の1 第2節
⑭	「国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)」と「洪水予報の危険度分布」の統合	令和5年2月16日付けで国土交通省提供の「国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)」と気象庁提供の「洪水予報の危険度分布」とが統合表示されたことに伴う修正。	第3章の1 第2節
⑮	市町における安否不明者に係る情報収集	市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。	第3章の1 第3節 第3章の2 第3節
⑯	県による安否不明者の氏名等の公表	県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。	第3章の1 第3節 第3章の2 第3節

概要		内容	修正箇所
⑰	緊急用務空域の指定	被災地上空を飛ぶ無人航空機が、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動に支障となる場合、緊急用務空域の指定を国土交通省航空局に依頼し、安全に活動できる体制を確保する。	第3章の1 第4節 第3章の2 第4節
⑱	広島県水道広域連合企業団の設立に伴う修正	広島県水道広域連合企業団の設立に伴い、給水計画における水道事業者、市町、県が担う役割等を修正。	第3章の1 第9節 第3章の2 第9節
⑲	災害廃棄物の処理に係る連携の促進	災害廃棄物の処理に関し、広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるとともに、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等について、ホームページ等で周知に努める。	第3章の1 第11節 第3章の2 第11節
⑳	長周期地震動階級等発表時の県の配備動員体制の修正	長周期地震動階級が発表された際の県の配備動員体制を修正。	第3章の2 第2節
㉑	長周期地震動階級等の発表	令和5年2月1日から緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴い、地震津波に関する情報に長周期地震動を追加。	第3章の2 第2節
㉒	津波警報等の津波高に応じた避難指示発令対象区域の設定	市町は、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。	第3章の2 第2節
㉓	復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用	災害復旧対策の推進のため、特に他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。	第4章 第4節 第4章 第7節
㉔	広島県地域防災計画全体の再編	基本編、震災対策編(地震災害対策計画・津波災害対策計画)の内重複する箇所について、合冊する形で再編	—